

別表第2（第17条第1項関係）

法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面（2項及び3項に該当するものを除く。）	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により用紙に複写したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
3 スライド	ア 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
4 録音テープ	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
5 ビデオテープ	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
6 電磁的記録（4項及び5項に該当する	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに200円

ものを除く。)	イ 用紙に出力したものの 交付（ウに掲げる方法に 該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ウ 用紙にカラーで出力し たものの交付	用紙1枚につき20円
	エ CD-Rに複写したも のの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに 210円を加えた額
	オ DVD-Rに複写した ものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに 210円を加えた額

備考 1項のウ又はエ、若しくは6項のイ又はウの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算出する。